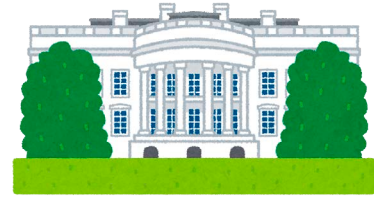


(第5回) 大統領選挙および連邦議会議員選挙とその後の出来事



(一財) 知的財産研究教育財団 知的財産研究所ワシントン事務所 所長
石原 徹弥 (ISHIHARA Tetsuya)

1. はじめに

米国では、2020年11月3日に大統領選挙および連邦議会議員選挙という大きな政治イベントがあったことを受けて、11月～1月の間にさまざまな動きがあった。2021年1月6日には、選挙結果をめぐって、連邦議会議事堂に暴徒が乱入するという前代未聞の事件も起きた。

今回のワシントン便りでは、大統領選挙および連邦議会選挙と、その後の政治的な出来事に触れながら、今後の知的財産政策について記載する。また、年末年始に成立した知的財産関連の法改正についても紹介する。

2. 大統領選挙

(1) バイデン次期大統領の知的財産に関する言及

11月3日の大統領選挙ではバイデン候補が勝利した。選挙期間中に発表した政策プラン“Made in all of America”の中でバイデン候補は、不公正な貿易慣行や、米国の知的財産の盗用との闘いが必要であるとしている。また、10月22日に行われた大統領選討論会で、バイデン候補は「私ならトランプ氏とは異なり、国際法に基づいて対応する。まず、トランプ政権では中国に対する債務は減るどころか増えている上、中国でビジネスをするために全ての知的財産を共有しなくてはいけない状況となっているが、われわれはそんなことはしない。」と述べている。対中国を見据えて、米国の知的財産の重要性を主張している点はトランプ政権と共通している。

しかし、それ以上の言及はなく、本稿執筆時（1月上旬）では、バイデン政権の米国内の知財政策の方針や具体的に取り組む事項は明らかにされていない

図1 選挙期間中には投票の呼び掛けとBlack Lives Matter運動が同時に展開されていた（2020年11月3日）

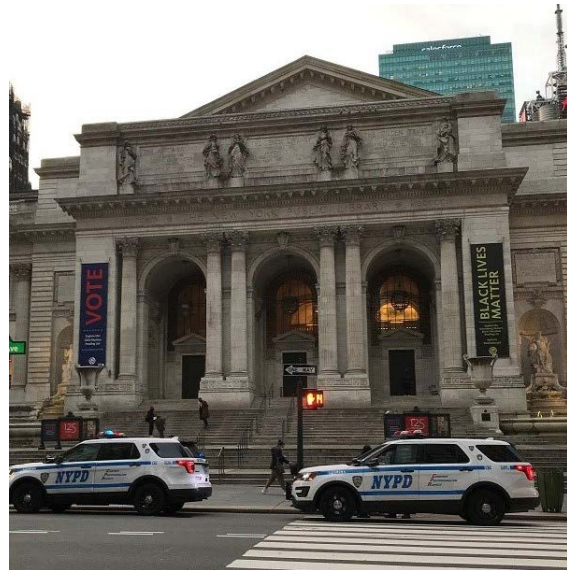
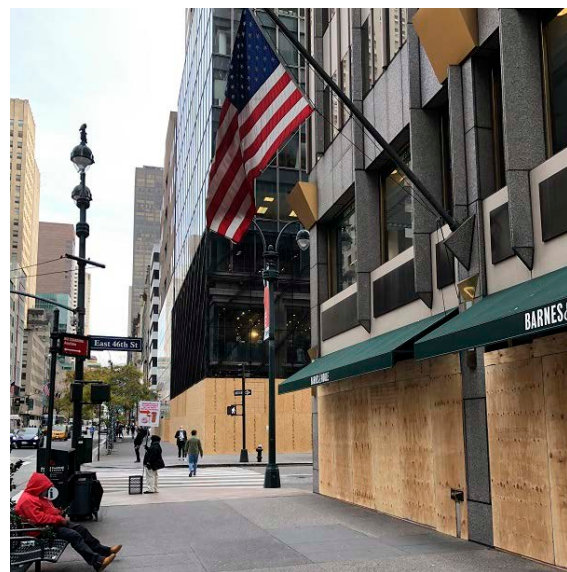


図2 開票後の暴動の可能性に備えてショーウィンドウに板が張られた（2020年11月6日）



い。知的財産業界では、バイデン次期大統領の知的財産政策の優先度は高くないだろうと受け止められている。

トランプ政権は、米中経済貿易協定に代表されるように、知的財産の問題を端緒として中国に迫り、米国からの輸入を増加させるなどして政権が実現したい政策を進めてきた。バイデン政権は、環境問題や人権問題を重視しており、知的財産については相対的な位置付けが低下する可能性もある。

(2) 産業界との関係

前回、オバマ民主党政権時の知的財産政策を振り返ると、米国特許商標庁（USPTO：United States Patent and Trademark Office）長官にGoogle社出身のMichelle Lee氏を起用したり、パテントトロール（NPE）によるハイテク企業への権利行使を抑えるために特許の異議制度（AIA レビュー）を導入したりするなど、ハイテク業界¹に近い政策を採っていた。知的財産業界では、バイデン政権のハイテク業界への傾倒は、オバマ政権よりは弱いだろうという意見も聞かれる。しかし、NPO団体Center for Responsive Politicsの分析によると、今回の選挙期間中にハイテク業界が民主党に寄付した金額は、オバマ政権発足時よりも増え、製薬業界や自動車業界などの他業界に比べても圧倒的に多い。この点から見ると、バイデン政権のハイテク業界との距離は、他業界よりは近い。また、バイデン政権では、COVID-19の感染拡大への対応が最優先とされているため、製薬業界には強く目が向けられるだろうと言われている。

一般的には、ハイテク業界は1件の特許の重要性が低い割にパテントトロールから権利行使を受ける懸念があることなどからアンチパテント的、製薬業界は1件の特許の重要性が高いことなどからプロパテント的なことが多い。例えば、前116議会で検討されたプロパテント的な特許法101条（特許適格性）の改正草案については、ハイテク業界は賛成せず、製薬業界は賛成であった。バイデン政権がどの業界

と近いかは、アンチパテント的な政策を採るか、プロパテント的な政策を採るかに影響し得るだろう。

(3) 注目事項とキーパーソン

バイデン政権の知的財産政策を把握するための当面の注目事項として、上述した政権とハイテク業界や製薬業界との関係の他に、USPTO長官や司法省反トラスト局長の人選、対中国政策を発表する際の知的財産関連の言及、4月26日の世界知的所有権の日²に知的財産に関する大統領宣言が出されるか否か、が挙げられる。

これらの注目事項に関わってくると考えられるキーパーソンは、バイデン政権移行チームに入っている唯一の知的財産有識者であるサンタクララ大学ロースクールのColleen Chien教授である。Chien教授は、オバマ政権でホワイトハウスの知財・イノベーション担当シニアアドバイザーであった。Chien教授は、2019年10月29日に開催された上院司法委員会知的財産小委員会の公聴会において、特許の質に関して以下のように述べている。

- ・特許の質に関する議論の多くは、審判や訴訟というバックエンドのものだったが、フロントエンドの審査にもっと注意を払う必要がある。
- ・特許適格性は重要な問題だが、それよりも先行技術文献が問題になるケースの方が圧倒的に多い。
- ・特許の質を測ることは非常に難しいが、審査、審判、出願人の情報開示（IDS）の際の非特許文献の引用率を比較することはできる。審査での非特許文献の引用率は低い。
- ・特許の質を高めるために、審査の際の時間・チーム・先行技術文献の収集方法などさまざまな事項を検討する必要がある。
- ・些細な発明が特許になる影響は、医薬品の独占期間を延ばす特許の場合には、文字どおり生死に関わる非常に大きなものになることもある。
- ・USPTOが十分な金融資産を所有したり、赤字になった場合に他の連邦機関のように連邦予算から資金援助を受けたりすることができるように、議

1 例えば情報通信業界などと明確に区別できるわけではないが、ここではハイテク業界と記載して話を進める。

会はUSPTOの予算に柔軟性を与えるべきである。

3. 連邦議会選挙

大統領選挙と同時に行われた連邦議会議員選挙では、知的財産関連の法案を提出するなどして、知的財産関連の問題に取り組んできた議員の多くが再選された。例えば、前116議会の知的財産関連の委員会の主要4議員は、以下のとおり出馬した3議員が再選された。

- ・前116議会上院司法委員会知的財産小委員会 委員長
Thom Tillis議員（ノースカロライナ州、共和党）
当選
- ・前116議会上院司法委員会知的財産小委員会 少数党筆頭委員（ランキングメンバー）
Chris Coons議員（デラウェア州、民主党） 当選
- ・前116議会下院司法委員会法廷・知的財産・インターネット小委員会 委員長
Hank Johnson議員（ジョージア州、民主党） 当選
- ・前116議会下院司法委員会法廷・知的財産・インターネット小委員会 ランキングメンバー
Martha Roby議員（アラバマ州、共和党） 引退

上記の4議員を含めて、2018年1月以降に知的財産関連の法案を提出するなどして、知的財産関連の議員であると筆者が把握できた議員50名の選挙結果等は、非改選15名、当選29名、落選3名、引退3名であった²。知的財産関連の法案は両党で共同提出されることも多く、政党色は強くないとされているが、参考として、選挙後の勢力（非改選と当選の合計）44名の政党を見ると、上院は民主党10名、共和党16名、下院は民主党10名、共和党8名になった。

なお、知的財産関連の議員以外を含む上院全体で見ると、11月上旬の時点では、1月5日のジョージア州の2議席の決選投票で少なくとも1議席は共和党が勝つ可能性が高いため、上院の多数党は共和党になるだろうと言われていた（ジョージア州では、

11月3日の投票で過半数の票を得た候補がおらず州のルールで決選投票が実施されることになっていた）。しかし、その後ジョージア州では、民主党への票が多いと予想されていた郵便投票が記録的な数になるなど、民主党候補が優勢になった。

トランプ大統領は、ジョージア州も含めて郵便投票などの選挙システムは不正につながっているという指摘を続けていた。Tillis議員も、1月6日の連邦議会で、選挙結果を覆すような不正はなかったにせよ、信頼ある選挙システムになっていないというトランプ大統領や支持者の意見は理解するという意見を出していた。

4. 連邦議会議事堂への乱入事件

上院の多数党がどちらになるか（政権と上院がねじれ状態になるか）、Tillis議員が知的財産小委員会の委員長を続けられるか否かなどを把握しようと、筆者は1月6日、政治の動きを調べていた。連邦議会史上最悪と言われる乱入事件に発展するとは想像していなかったが、リアルタイムで事件をウォッチすることになった。ワシントンDCの歴史に残る大きな出来事であり、本稿「ワシントン便り」としても、その時の様子を記載しておきたい。

(1) 当日の3つのイベント

1月6日正午頃、ホワイトハウス前でトランプ大統領が演説を開始し、午後1時頃には連邦議会で大統領選挙の結果を確定させるための審議が開始された。そのタイミングまで、前日に投票があったジョージア州の最後の1議席の当確が出ていなかった。そのため、トランプ大統領の演説と、連邦議会での審議と、ジョージア州の開票の3つのイベントが同時に動く状況になっていた。

筆者が確認できた範囲では、地上波テレビの4大ネットワーク（ABC, CBS, FOX, NBC）は当初、ジョージア州の開票を追っていた。また、FOXはWebサイトでトランプ大統領の演説を中継していた。筆者はまず、トランプ大統領の演説を聞いて、

2 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2020/20201117.pdf

11月の選挙後からトランプ大統領が言い続けてきた内容のとおりで新しさはなかったため、演説の途中で連邦議会のWeb中継を確認することにした。連邦議会は、事前に予想されていたとおりにアリゾナ州の選挙結果に異議が出て、上院と下院に分かれて審議が始まった。

(2) デモ行進の初期

午後1時頃、NBCは比較的早い段階でトランプ支持者が議事堂に向けて行進している様子を中継し始めた。中継を見る限りでは、大きなシュプレヒコールもなく、警察と揉めることもなく平和的であった。マスクの未着用率の高さと、人種の偏りは見てすぐに気が付くレベルであったが、特に暴徒という様子ではなかった。

その頃、ジョージア州の最後の1議席の当確が民主党のJon Ossoff候補に出て、民主党が上院の多数党になることが判明した。他方、連邦議会の審議は、上院は大統領選挙の結果を受け入れる共和党議員と受け入れない共和党議員の両方から意見があり、下院は大統領選挙の不正を強く訴える共和党議員から意見があるなど、全州の審議が終わって結論が出るまでに長時間かかりそうであった。

議事堂の表口では、トランプ支持者が階段付近に差し掛かるまで進んでいた。暴徒というほどの様子ではなく、警察も制止はしていたがあまり強く抑えつけていないようだった。筆者は、デモ行進が何をゴールにしているのかつかめなかった。

当日のテレビ中継では、デモ行進を後ろから追う形であったため先頭の様子が分からなかったが、後日の報道によると先頭ではトランプ支持者が警察と乱闘し、フェンスを破って議事堂の階段付近まで進んでいた状態であった。

(3) 乱入

一部のトランプ支持者が議事堂の表口の階段を上り始め、警察が引き下がったタイミングで様子が変わり、群衆が一気に階段の上に押し寄せる形になった。まだ表口から建物の中に入っている者は見られなかったが、議事堂内でトランプ支持者が観光客の

ようにのんびりと歩いている映像が流れた。裏口から入っているということだった。

そして、午後2時過ぎに、上院と下院の審議がほぼ同時に中断した。ここからは、一気に乱入状態になった。テレビでは、テレビ局の中継動画と、暴徒や議員がSNSにアップした動画が、絶え間なく切り替わり放送された。暴徒が窓ガラスを破壊して議事堂内に侵入する様子や、議場や議員の執務室で写真を撮る様子や、午後3時頃には銃撃で倒れた女性の様子までもが次々と流された。

(4) 事態収拾に向けた動き

トランプ大統領は午後2時半頃にはSNS(Twitter)で暴力を止めるようにメッセージを出したが、暴徒の動きは衰えなかった。そこで、午後4時頃にはバイデン次期大統領がテレビでスピーチを行い、暴徒を非難するとともに、トランプ大統領はテレビでメッセージを出すべきだと強く提言があった。

しかし、正午頃に行われた演説でトランプ大統領は、既存メディアをフェイクニュースだと言い放っており、支援者から大きな歓声を得ていた。結局、トランプ大統領はテレビには出ず（なお、仮にテレビに出ても暴徒化していた者は見なかった可能性があるが）、午後4時過ぎにSNSに動画をアップして、選挙を奪われた不満は分かるが家に帰ろうと呼び掛けただけであった。その動画は、選挙が奪われたという発言が虚偽であり、暴徒を扇動するという理由でSNS運営企業によってすぐに削除された。

(5) 復旧

その間に、Muriel BowserワシントンDC知事は午後6時以降の夜間外出禁止令を出し、各所から到着した警察の援軍の働きもあって、午後5時過ぎには暴徒は議事堂内から退去させられた。

午後8時過ぎには上院の審議、午後9時過ぎには下院の審議がそれぞれ再開された。上院では前116議会で知的財産小委員会のランキングメンバーであったCoons議員も発言し、トランプ大統領や暴徒を非難するとともに、バイデン次期大統領とハリス次期副大統領を支持することを改めて明らかにし

た。そして、午前3時過ぎには議会の全ての審議が終了し、11月3日の一般投票に沿った得票数のまま、バイデン氏306票、トランプ氏232票となり、バイデン次期大統領の就任が確定した。

(6) 知的財産関連への影響

乱入事件そのものが知的財産政策に与える影響はない。他方、知的財産関連では、まず、上院の多数党が民主党になったことに伴って、前116議会で知的財産小委員会の委員長として議論をリードしてきた共和党のTillis議員は、現117議会で同小委員会が設置されたとしても委員長に就くことはなくなった。ただし、同議員は、デジタルミレニアム著作権法（DMCA：Digital Millennium Copyright Act）の改正草案について2021年3月5日まで意見募集をしており³、今後も何らかの形で知的財産関連の議論に関わっていくと思われる。

また、バイデン政権と上院がいずれも民主党になり、ねじれが発生しなかったことから、次期USPTO長官等の人事の、上院での承認も円滑に進むと考えられる。

今後の知的財産政策を予測する観点からは、今回の乱入事件でも、トランプ政権と比べて、バイデン政権の方がSNS運営企業やテレビ局のような情報・メディア系企業と近い関係にあることを再認識できたことも参考になるだろう。例えば、DMCA改正草案のように、情報・メディア系企業に対して著作権侵害対策の責任を増やす方向の議論の進捗に影響が出る可能性があるだろう。

5. 知的財産関連の法改正

2020年12月27日、COVID-19の感染拡大を踏まえた9,000億ドルの緊急経済対策を含む包括歳出法案（Consolidated Appropriations Act, 2021）に、トランプ大統領が署名し、法律として成立した⁴。同法には以下、(1)の商標法改正、(2)・(3)の著作権関連の法改正、(4)の特許関連の法改正が含まれ

ている。

(1)～(3)の法改正に対しては、米国コンピュータ・通信産業協会（Computer & Communications Industry Association）などから慎重な議論を求める声や、5,593ページある膨大な法案に紛れ込んでいて十分に議論されていないという批判の声もあった。一方で、(4)も含めて、近年議論されてきた重要な課題に対処するものであるため、知財関係者からは支持する声も多く聞かれている。

さらに、2021年1月5日に、米国食品医薬品局（FDA：United States Food and Drug Administration）が発行している低分子医薬品のデータベース（オレンジブック）に掲載される特許の情報を明確化するための法案（Orange Book Transparency Act）にトランプ大統領が署名し、法律として成立した⁵。

(5)の法改正に関しては、おおむね従来のFDAの運用を明確化する内容であるため実務への影響は限定的であると考えられるが、複雑な運用を法律で整理するものであり、後続医薬品メーカーによる後続薬の市場投入を促進する方向のものであると言える。

(1) 商標法改正

前116連邦議会において商標近代化法（Trademark Modernization Act）として議論されていた内容が上記歳出法案に移動し、以下①～⑤の内容で商標法が改正されることになった（脚注4のPDF 1019ページ以降）。

①情報提供制度の法定化

商標法第1条（f）が新設され、審査段階での第三者による情報提供制度が法定された。商標が登録されるべきでないと考える第三者は、その証拠をUSPTO長官に提出することができ、USPTO長官は2カ月以内にその証拠を審査の記録として残すか否かを決定する。USPTO長官は同制度の利用料金を設定する権限を有する。

3 <https://www.tillis.senate.gov/2020/12/tillis-releases-landmark-discussion-draft-to-reform-the-digital-millennium-copyright-act>

4 <https://rules.house.gov/sites/democrats.rules.house.gov/files/BILLS-116HR133SA-RCP-116-68.pdf>

5 <https://www.congress.gov/116/bills/hr1503/BILLS-116hr1503enr.pdf>

この法改正は、近年、実際には使用していないにもかかわらず、使用していると偽って商標登録しようとする詐欺的な商標出願（特に中国からの出願）が急増しているという指摘に対処するものである。従来は、商標審査便覧（TMEP：Trademark Manual of Examining Procedure 1715）に基づく制度（Letters of Protest）として運用されていた。同制度の利用件数は2016年度の2,258件から2020年度の3,534件に増加している。一方、第三者が審判や裁判を利用するには費用や時間の負担が大きいという指摘があった。

改正法は、法律の成立日から1年後に施行される。

②査定系取消手続および査定系再審査手続の新設

商標法第16A条および16B条が新設され、商標が使用されていない場合には、誰でも、裏付けとなる文書や証拠を示して、新たに導入される査定系取消手続（Ex parte expungement）および査定系再審査手続（Ex parte reexamination）を請求できるとされた。

査定系取消手続は、取引において一度も使用されることがないと主張された商標を対象にしており、登録日から3年経過後10年経過前であればいつでも請求できる。査定系再審査手続は、USPTOにおいて商標登録がなされる前までに使用されていなかったと主張された商標を対象にしており、登録日から5年以内であればいつでも請求できる。両手続とも、通常の審査手続と同様に実施されるが、拒絶理由通知に対する応答期間などについてUSPTO長官が定める規則に従うことになる。両手続ともUSPTO長官が自発的に実施できる。

この法改正も上記した情報提供制度と同様に、近年、実際には使用していない詐欺的な商標出願が急増しているという指摘に対処するものである。

改正法は、法律の成立日から1年後に施行される。

③差止請求の際の推定規定の新設

商標法第34条（a）が改正され、商標権侵害訴訟において侵害が認定され原告が終局的差止命令（permanent injunction）を請求する場合に、原告

に「回復不能な損害（irreparable harm）」が侵害ゆえに生じたとの「反論可能な推定（rebuttable presumption）」が認められることになった。

他人の商標権を侵害する類似の商標が氾濫して真の商標権者や消費者が損害を被ることを防ぐために、差止請求権を強化するものである。2006年5月15日のeBay事件の最高裁判決において、特許権に基づく差止請求権が認められるには、原告は特許権の侵害により回復不可能な損害が生じたなどの四要件を満たすことを明らかにする必要があるとされたことを受けて、商標権に基づく差止についても同様であるか否か議論があった。

④拒絶理由の応答期間の柔軟化

商標法第12条（b）が改正され、審査段階で拒絶理由が通知された場合の出願人の応答期間が、改正前の6カ月から、USPTO長官が規則で定める60日～6カ月の期間になった。応答期間が6カ月に満たない場合は、出願人は手数料を払って期間を延長することができる。タイムリーな商標審査を可能にするものである。

⑤TTABに対するUSPTO長官のレビュー権限の新設

商標法第18条、20条、24条が改正され、商標審判部（TTAB：Trademark Trial and Appeal Board）の決定をUSPTO長官が再検討、修正又は破棄する権限を有することが規定された。

2019年10月31日のArthrex事件の連邦巡回区控訴裁判所（CAFC：United States Court of Appeals for the Federal Circuit）判決において、特許審判部（PTAB：Patent Trial and Appeal Board）の特許審判官を商務省長官が任命する現在の任命手続は、米国憲法に違反していると判示されたことに対処するものである。CAFCでは、特許審判官が大統領によって任命されなければならない「上級官吏」であるのか、それとも省庁の長が任命することができる「下級官吏」であるのかを判断するために、上級官吏であるUSPTO長官が特許審判官の業務結果をレビューする権限を有しているか否

かなどが問われていた。

(2) 著作権関連の刑法改正

刑法が改正され、商業的な利益又は私的な金銭的利益を目的として故意に、著作権で保護されている著作物をデジタル伝送サービス（ストリーミング）によって違法に公衆に提供した場合に、著作権の侵害者に重罪（最高10年の懲役刑および罰金の併科）が科されることになった（脚注4のPDF 994ページ以降）。改正法の内容は、前116連邦議会においてProtecting Lawful Streaming Actとして議論されていた。

従来、著作物の違法な複製および配布は重罪とされている一方で、著作権侵害の一般的な形態になっているストリーミングは軽罪（5年以下の禁固、罰金等）とされており、違法なストリーミングが横行しているとの指摘に対処するものである。

ストリーミングサービスを利用した個人が罰せられる可能性があるとして、法改正に反対する声もあったが、条文上、個人利用を罰するものではなく、法案を提出したTillis議員からも個人利用は影響を受けない旨アナウンスされている。

(3) 著作権法改正

著作権法が改正され、米国著作権局（United States Copyright Office）に新たに設けられる機関（Copyright Claims Board）を著作権者が利用することで、著作権侵害に対して事件1件あたり3万ドル以下の少額の損害賠償を受けられることになった（脚注4のPDF 996ページ以降）。改正法の内容は、前116連邦議会においてCopyright Alternative in Small-Claims Enforcement Actとして議論されていた。

従来、個人等の資力に乏しい著作権者は、著作権侵害の被害を受けても、裁判で争うための費用負担が大きいために争うことができない状況にあるとの指摘に対処するものである。

Copyright Claims Boardは、米国著作権局長によって正当な理由により期間が延長されない限り、法律の成立日から1年以内に設立される。

米国著作権局は、近日中に法律の施行を開始する

予定としている。

(4) 特許関連の公衆衛生サービス法改正（パープルブック関連）

公衆衛生サービス法が改正され、FDAが発行しているバイオ医薬品のリスト（パープルブック）に、同医薬品に関連する全ての特許とその有効期間の情報が掲載されることになった（脚注4のPDF 1755ページ以降）。改正法の内容は、前116連邦議会においてPurple Book Continuity Actとして議論されていた。

従来、バイオ医薬品に関して、先発バイオ医薬品企業がどのような特許を保有しているのか、バイオシミラー企業が早期に把握できない状況になっており、安価なバイオ医薬品が市場に早期に供給される妨げになっているとの指摘に対処するものである。

FDA局長は、法律の成立日から180日以内に、検索可能な電子形式で情報を公開しなければならないとされている。

(5) 特許関連の連邦食品・医薬品・化粧品法改正（オレンジブック関連）

FDAが発行している低分子医薬品に関するデータベース（オレンジブック）の正確性と透明性を高めることによって、後続医薬品メーカーによる後続薬の市場投入を促進し、高騰化が進む処方薬の価格を下げることを目的として、連邦食品・医薬品・化粧品法（Federal Food, Drug, and Cosmetic Act）が改正された。

改正の主な内容は以下①・②のとおり。

①掲載する特許情報の明確化

医薬品承認申請を行う者がFDAに情報提供しなければならない特許の種類は、薬の有効成分、製剤に関するもの、およびその薬の使用方法に関するものであることが法律で明確化された。従来、法律では、医薬品とその使用方法をクレームする特許についての情報を提供しなければならないとされ、FDAの運用で、薬の有効成分、製剤に関するもの、およびその薬の使用方法に関する特許についての情

報を提供しなければならないとされていた。今回、当該運用の内容が法律に規定された。

②修正又は削除する特許情報の明確化

オレンジブックに掲載された特許について、PTAB又は裁判所においてクレームのキャンセル又は無効が確定した場合は、14日以内に、その特許に関する医薬品の承認を受けた者はFDAにその旨を通知しなければならず、通知を受けたFDAは、速やかにオレンジブックの特許情報を修正又は削除しなければならないことが法律に規定された。従来、FDAの運用で、特許権侵害を合理的に主張できなくなった場合は、FDAに通知しなければならないなどとされていた内容が具体化され、今回、法律に規定された。

前116議会では、処方薬の価格が高騰していることが大きな課題になり、特許の観点から対処しようとする複数の法案⁶が議員から提出されていた。しかし、結果的には、上述した(4)のパープルブックおよび(5)のオレンジブックに関する法案以外は、特段議論されることなく廃案になった。

処方薬の価格高騰に関してはバイデン次期大統領も対処すべき課題として掲げている⁷。現時点で、

バイデン次期大統領や議員から特許の観点で具体的に指摘されている事項はないが、処方薬の価格高騰については現117議会でも課題の一つになる可能性は高く、特許の観点から再度議論が行われる可能性もある。

6. おわりに

米国情勢局（United States Census Bureau）のデータによると、米国の人口は2001年から2020年にかけて約4580万人増加している。例えば、隣国カナダの2020年の人口は約3700万人であるから、この20年で米国ではカナダの人口を超える人数が増えたことになる。早晩、人口が減少する他の先進国と異なり、米国では今後も人口増加が続くと予想されている。

人口が増加して多様性を増していく・発展していく都市部と、そうでない非都市部との間で、社会の分断が深くなりつつあるのかもしれないが、人口の増加は、日本企業も含めて企業がビジネスを進める上ではメリットが多いだろう。ビジネス活動に伴って、知的財産活動も盛んになると考えられる。

バイデン新政権によって、これまでに生じていた問題が改善され、日本企業が安心して活動できる状況が続いていくことを祈りたい。

石原 徹弥 (ISHIHARA Tetsuya)

2001年、特許庁に入庁し、特許審査官、審判官のほか、秘書課長補佐（弁理士制度企画班長）、審査基準室長補佐（基準企画班長）、調整課長補佐（企画調査班長）、品質管理室長などを経験。また、経済産業省知的財産政策室長補佐、テキサス大学オースティン校客員研究員、津田塾大学非常勤講師を経験。2020年7月より現職（ジェトロニューヨーク知的財産部長を兼務）。米国IP study Groupのメルマガを配信中。

6 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20190703-3.pdf
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20190703-2.pdf
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20190613.pdf
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20190503-2.pdf
7 <https://joebiden.com/healthcare/> セクションIII参照。